



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年5月10日火曜日 第2771号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 381  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定.....（会計課）... 381  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（中予地方局環境保全課）... 381  
 道路の区域変更（県道皿ヶ嶺公園滑川線）.....（中予地方局管理課）... 383  
 道路の区域変更（県道松山川内線）.....（ " ）... 383  
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 383  
 落札者等の告示.....（警察本部会計課）... 383

## 公 告

マイナンバー利用事務系ネットワーク（税務事務）端末機等の借入れ.....（情報政策課）... 384  
 マイナンバー利用事務系ネットワーク（税務事務以外）端末機等の借入れ.....（ " ）... 385  
 争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 386

## 正 誤

平成27年5月19日付け第2673号愛媛県告示第658号（解除予定保安林にする旨の通知）中.....（森林整備課）... 386  
 平成27年10月20日付け第2717号愛媛県告示第1278号（解除予定保安林にする旨の通知）中.....（ " ）... 386

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第552号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起

業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年5月10日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成28年5月10日から23日まで

### ○愛媛県告示第553号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成28年5月10日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
東温第1号	松山市文京町3番	愛媛大学生協同組合	東温市志津川454番地 愛大医学部キャンパス内 アルストア	平成28年4月22日

### ○愛媛県告示第554号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年5月10日

愛媛県中予保健所長 三木優子

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
ヤマキフーズ株式会社  
伊予郡松前町大字大間235番地  
代表取締役社長 木下孝幸
- 2 工場の名称及び所在地  
ヤマキフーズ株式会社  
伊予郡松前町大字大間235番地
- 3 特定施設に関する事項

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第3号水 湯煮施設	
特定施設の能力	1日当たり4.0トン	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1カ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	6～9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有 り	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 320 最大 400
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3.0 最大 4.0	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	平成19年1月18日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理化学処理
処 理 施 設 の 型 式	流動床式活性汚泥方式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製 地上設置型
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 4.5メートル 横 4.2メートル 高さ 5.8メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり270立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理、活性汚泥処理及び凝集沈殿処理
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	有 り

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 800	通常 15 最大 20
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 60	通常 8 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10	通常 1 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 250 最大 270	通常 250 最大 270

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第5排水口(合併浄化槽排水及び冷却水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.0～8.0	最大	5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1	最大	2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	2	最大	5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.8	最大	1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.1	最大	0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	309	最大	411.3

(2) 第6排水口(排水処理水及び冷却水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.0～8.0	最大	5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	6	最大	7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	6	最大	9
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	3	最大	4

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.4 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 750 最大 920

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市河之内字落出甲692番8地先から 同市河之内字イダラ乙554番5地先まで	旧	メートル 3.7~10.1	キロメートル 0.280	
			新	4.8~27.0	0.280	

○愛媛県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	東温市南方字市場280番1地先から 同字263番3地先まで	旧	メートル 9.8~15.1	キロメートル 0.122	
			新	9.9~15.1	0.122	

○愛媛県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城川町魚成土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成28年 5月10日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宇都宮 豊	西予市城川町魚成396番地

○愛媛県告示第558号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の 名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
東芝製 I C 運転免許証作成 用消耗品免許証生カード (新規、一般、優良)	愛媛県警察本部警務部 会計課 愛媛県松山市南堀端町 2番地2	平成28年 3月30日	株式会社東芝四国支社 支社長 瀬田 肇 高松市寿町二丁目2番7 号	143,856円 (単価)	契約の相手方のみ調達できる物品 であるため、地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号の規定を 適用し随意契約とした。
東芝製 I C 運転免許証作成 用消耗品インクリボン(イ エロー、マゼンダ、シアン)				27,345円 (単価)	
東芝製 I C 運転免許証作成 用消耗品インクリボン(ク ロ)				14,364円 (単価)	
東芝製 I C 運転免許証作成 用消耗品免許証保護膜 U V C リボン				32,724円 (単価)	

東芝製 I C 運転免許証作成  
用消耗品免許証ラミネート  
オーバーコートリボン

13,975円  
(単価)

公 告

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
マイナンバー利用事務系ネットワーク（税務事務）端末機等の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入物品の内容等  
仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成29年 1月 1日から平成33年12月31日まで
- (5) 借入場所  
仕様書による。
- (6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。  
 なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
 また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ISO27001の認証を取得している者であること。
- (3) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2287

(2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成28年6月27日（月）から同月29日（水）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成28年6月27日（月）から同月29日（水）までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成28年6月29日（水）午後5時までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成28年6月30日（木）午前10時

愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報政策課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

(ア) 電子入札による場合は、平成28年5月10日（火）から同年6月3日（金）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、平成28年5月10日（火）から同年6月3日（金）までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成28年6月3日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

## 要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Relevant devices and Services for the My Number Network System (Tax Affairs), 1 set

(2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 29 June 2016

(3) For further information, please contact: Administrative Computerization Group, Information Technology Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2287

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

マイナンバー利用事務系ネットワーク（税務事務以外）端末機等の借入れ

## (2) 借入物品名及び数量

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 借入物品の内容等

仕様書による。

## (4) 借入期間

平成29年 1月 1日から平成33年12月31日まで

## (5) 借入場所

仕様書による。

## (6) 入札方法

ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認め

られ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) ISO27001の認証を取得している者であること。

(3) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2287

## (2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成28年 6月27日（月）から同月29日（水）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成28年 6月27日（月）から同月29日（水）までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成28年 6月29日（水）午後5時までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

平成28年 6月30日（木）午後2時

愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報政策課システム設計室

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

(7) 電子入札による場合は、平成28年 5月10日（火）から同年 6月 3日（金）までの電子入札システムの稼働時間中に

提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、平成28年5月10日(火)から同年6月3日(金)までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成28年6月3日(金)午後5時まで、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Relevant devices and Services for the My Number Network System (exclude: Tax Affairs), 1 set
- (2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 29 June 2016
- (3) For further information, please contact: Administrative Computerization Group, Information Technology Division, Policy and Planning Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2287

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成28年4月28日あったので公表する。

平成28年5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成28年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成28年5月13日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 真光會	松山市南高井1491

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

正 誤

○正 誤

平成27年5月19日付け第2673号愛媛県告示第658号(解除予定保

安林にする旨の通知)中

ページ	箇 所	誤	正
537	1 解除予定保安林の所在場所	大洲市肱川町宇和川759の1、759の5、760の7、760の8	大洲市肱川町宇和川759の1・759の5・760の7・760の8(以上4筆国有林)

○正 誤

平成27年10月20日付け第2717号愛媛県告示第1278号(解除予定保安林にする旨の通知)中

ページ	箇 所	誤	正
1097	1 解除予定保安林の所在場所	四国中央市新宮町馬立317の2	四国中央市新宮町馬立317の2(国有林)